

■ 東海地震に関する事前対策計画

第27章 総 則

第1節 目 的

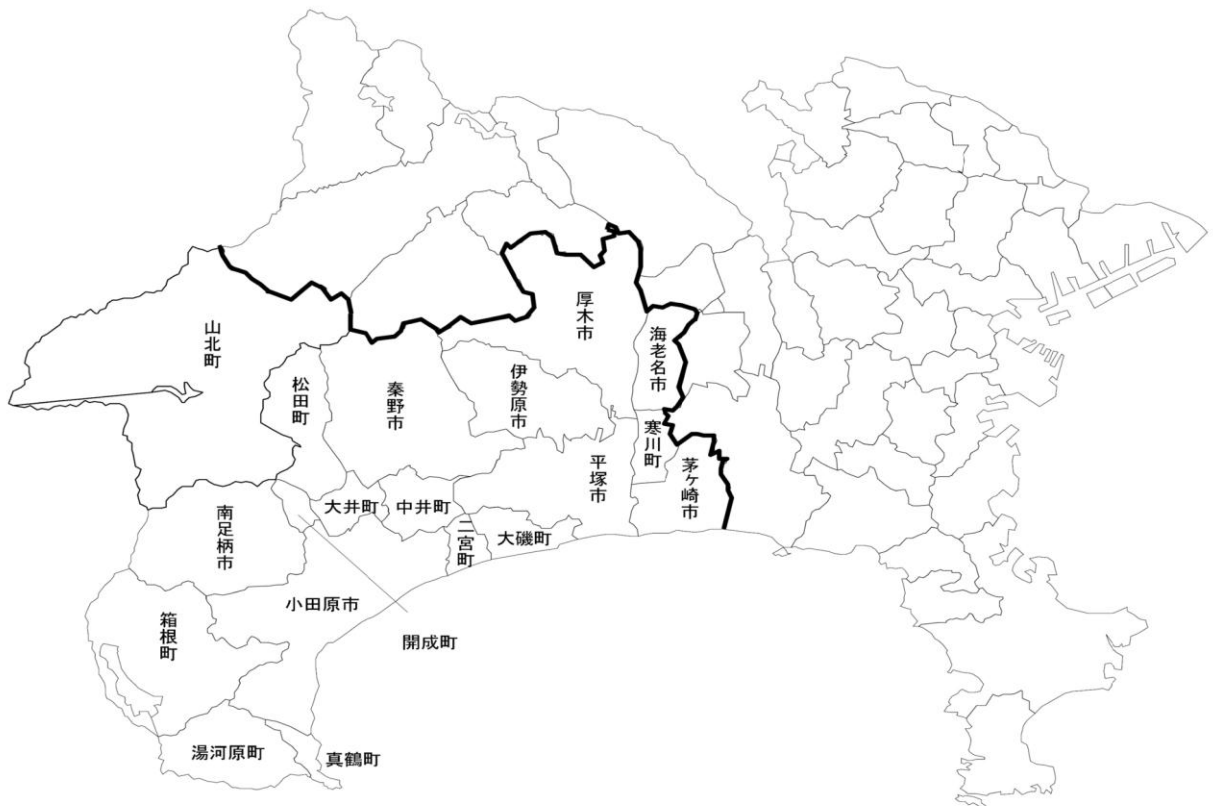
第1 東海地震に関する事前対策計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第6条の規定に基づき、大震法第3条に規定された東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）において、内閣総理大臣から警戒宣言が発せられたときから地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき対策を中心に、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止又は軽減するため、必要な具体的計画等を定め、東海地震に係る防災体制の推進を図ることを目的としています。

なお、本市はこの強化地域に指定されていませんが、東海地震が発生した場合には、最大震度5強の地震動が予想され、過去の事例からブロック塀の倒壊、ライフラインの障害、交通の混乱等が予測されます。

このため本市では、防災関係機関等と連絡協調を図りながら、強化地域に準じた計画を定め、東海地震防災対策の確立を図ることを目的とします。

図 27-1 地震防災対策強化地域指定市町

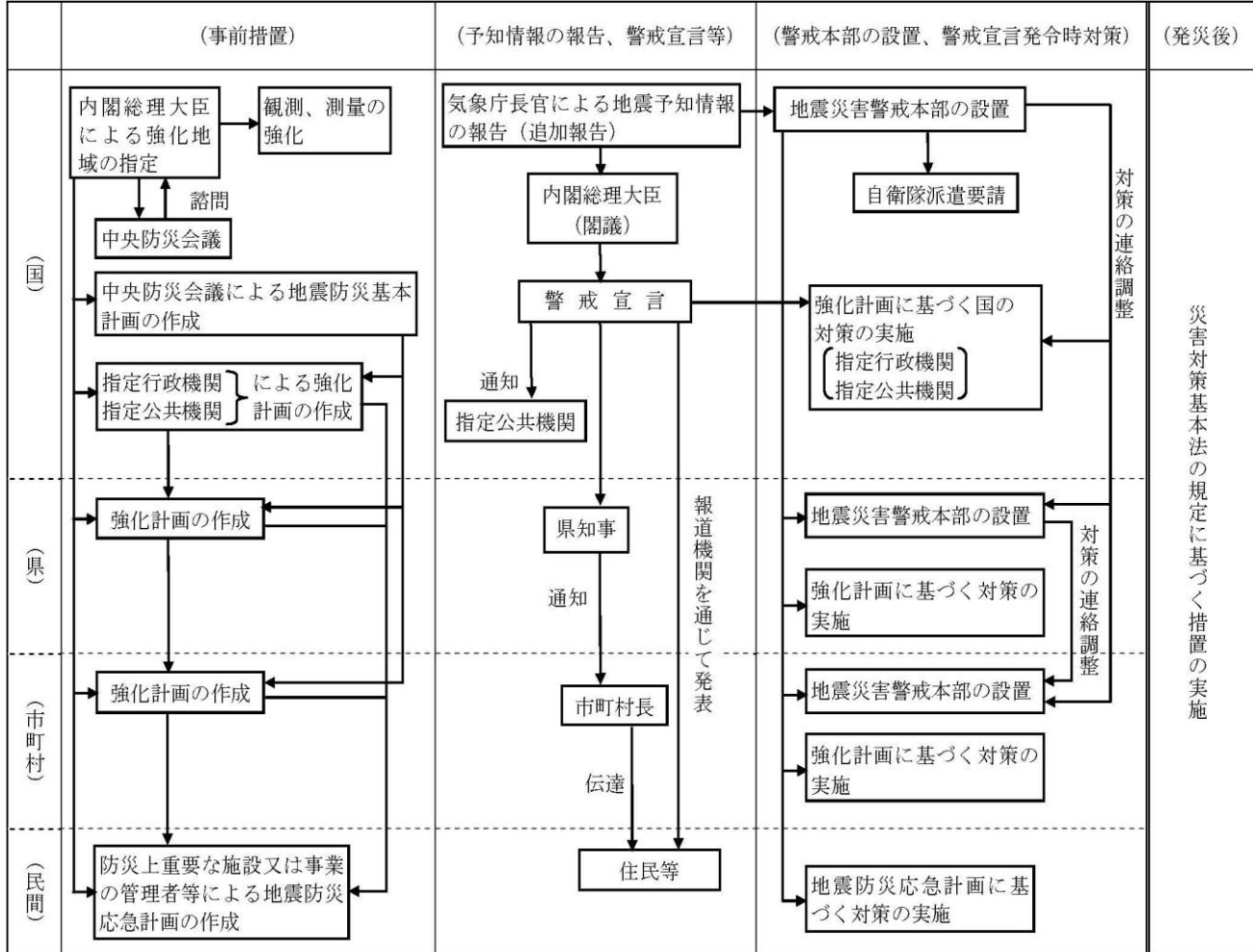


大震法第3条に基づき、昭和54年8月7日に指定された本県の強化地域は、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町の8市11町です。

第2 東海地震に関する事前対策の体系

東海地震に関する事前対策の体系は次のとおりです。

表 27-2 東海地震に関する事前対策の体系



第3 東海地震に関連する情報

気象庁は、東海地震に関する各種観測データを把握し、また地震防災対策強化地域判定会（以下「判定会」という。）を定例開催しています。その観測データにおいて、通常とは異なる変化が観測された場合、以下の表の区分による東海地震に関連する情報を発表します。判定会等において、観測された異常現象が、東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合には、東海地震注意情報を発表します。さらに異常現象が進展し、東海地震が発生するおそれがあると認められた場合等に、気象庁長官は、その旨を内閣総理大臣に報告します。報告を受けて内閣総理大臣は、閣議を招集し「警戒宣言」の閣議決定を行い、テレビ・ラジオ等あらゆる報道機関を通じて警戒宣言を発令します。警戒宣言に伴い、東海地震予知情報が発表されます。

なお、各情報の発表後、東海地震発生のおそれがなくなると判断された場合は、その旨の情報が発表されます。


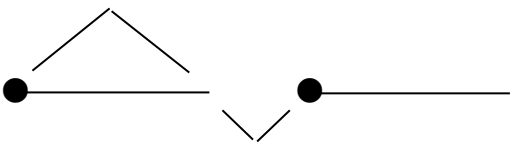
また、各情報について、その情報が意味する状況の危険度を表す指標として、赤・黄・青の「カラーレベル」で示します。

表 27-3 東海地震に関連する情報の区分及び市の配備体制

東海地震に関連する情報	情報の内容	カラーレベル		配備体制
		発表	終了	
東海地震に関連する調査情報（臨時）	東海地域の観測データに異常が現れた場合に、その原因の調査状況について発表される情報で、東海地域におけるひずみ計1箇所以上で有意な変化が観測された場合等に発表される情報	青	青	—
東海地震注意情報	東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表される情報で、東海地域におけるひずみ計2箇所での有意な変化が、前兆すべり（プレスリップ）によるものと判定会で判断した場合等に発表される情報	黄	青	全職員による3号配備（非常体制）
東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣による「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報で、東海地域におけるひずみ計3箇所以上での有意な変化が、前兆すべり（プレスリップ）によるものと判定会で判断した場合等に発表される情報	赤	青	

警戒宣言が発せられた旨の広報は、次のページで示すとおり、大震法施行規則（昭和54年総理府令第38号）第4条に定める防災信号を使用し、防災行政用無線において実施するとともに、あらゆる手段を用いて広報を行います。

表 27-4 警戒宣言が発せられた旨の防災信号

警 鐘	サイレン
<p>(5点)</p> 	<p>(約4.5秒間吹鳴)</p>  <p>(約1.5秒間休止)</p>
<p>備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。</p>	

第2節 本計画の範囲

この計画は、市や防災関係機関等が、大震法第9条に基づく警戒宣言が発せられてから地震発生まで、又は警戒宣言が解除されるまでの間に行うべき対応措置を定めます。

また、東海地震調査情報（臨時）及び東海地震注意情報の発表から、警戒宣言の発令までの間においても、社会的混乱防止のため、必要な措置をとります。

また、地震発生後は、「地震災害応急対策計画」及び「復旧・復興計画」に移行して活動するものとします。

第28章 予 防 対 策

第 1 節 緊急整備事業

市は、大震法施行令第2条に準じ、地震防災上整備すべき施設等について、年次計画により整備に努めます。

また、その他防災上必要な震災対策関連事業について、年次計画により実施に努めます。

第 2 節 地震防災応急計画（地震防災規程）の作成

大震法第7条第1項に規定する事業所等は、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表された場合あるいは警戒宣言が発せられた場合の対応措置について地震防災応急計画（地震防災規程を含む。以下「計画」という。）の作成に努めるものとします。

第 1 大震法第7条第1項に規定する事業所等の種類

- (1) 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入する施設
- (2) 石油類、火薬類、高圧ガスその他政令で定めるものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設
- (3) 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業

第 2 計画の内容

事業所等が作成する計画は、強化地域内に準じます。

第 3 計画の届出

- (1) 事業所等は、計画を作成したときは、速やかに鎌倉市消防長宛に届出をします。
- (2) 計画を作成した者は、当該施設の拡大、当該事業所の内容の変更等により、計画を変更する必要があるときは、遅滞なく当該計画を変更します。

第 4 計画作成の前提条件等

- (1) 地震予知情報は「2～3日以内に発生するおそれ」又は「数時間以内に発生するおそれ」として出されます。
- (2) 予想される地震の震源域は「駿河湾内」、規模は「マグニチュード8程度」、最大震度は「神奈川県強化地域内は6弱」、「鎌倉市は5強」と予想されています。
- (3) 警戒宣言が発せられた場合の周辺の状況（予想）
 - ア 電気、都市ガス、水道は供給継続
 - イ 鉄道、バス
 - イ 鉄道は、強化地域外は、減速走行で運行されます。
ただし、湘南モノレールにおいては、警戒宣言発令にて、最寄り駅に停止し、待機します。

- (イ) 路線バスは、強化地域外は、減速走行で運行されます。
- ウ 電話は、非常・緊急通話を優先的に確保し、一般通話は制限されます。
- エ 主要道路は、必要に応じて交通規制が実施されます。また、その規制が実施されなくても大渋滞となります。
- オ 百貨店、スーパーマーケット等では、地域の需要に応えるため、食料品、日用雑貨等の生活必需物資を取扱う売場において、できるだけ営業の継続に努めます。
- カ がけ崩れの危険のある地域の人は避難をします。また、これらの地域には避難の勧告、指示が出されます。

第5 計画の基本事項

計画に定めるべき事項、計画に明示すべき事項及び計画の作成にあたって留意すべき事項は、別に定めます。

第3節 教育・訓練等

第1 職員に対する教育

地震防災応急対策業務に従事する職員を中心に、警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急対策について教育を実施します。

その内容は、おおむね次のとおりです。

- (1) 警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の概要
- (2) 東海地震の予知に関する知識
- (3) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容
- (4) 予想される地震及び津波に関する知識
- (5) 東海地震に関連する情報の発表及び警戒宣言が発せられた場合並びに地震が発生した場合の出火防止、近隣住民との救助活動、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (6) 現在講じられている対策に関する知識
- (7) 今後、地震及び津波対策として必要な課題

第2 市民に対する啓発

市は、関係機関と協力して市民に対して東海地震に係る啓発に努めます。この際、特に東海地震の予知対応型地震とその他の地震との違いについて、十分な理解を求めます。

市民等に対する啓発は、地域の実情に応じて地域単位、職場単位で実施するものとし、その内容は、おおむね次のとおりです。

- (1) 警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の概要
- (2) 東海地震の予知に関する知識
- (3) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容
- (4) 予想される地震及び津波に関する知識
- (5) 東海地震に関連する情報の発表及び警戒宣言が発せられた場合並びに地震が発生した場合の出火防止、近隣住民との救助活動、自動車運行の自粛等防災上とるべき行

動に関する知識

第3 学校・保育園等の教職員等及び児童生徒に対する教育

市立の小・中学校、保育園等の教職員等に対しては、次の事項についても教育を実施するものとします。

園児、児童、生徒（以下「生徒等」という。）に対しては、安全対策、正確な情報の入手方法、混乱の防止に重点をおいて適切に実施します。また、市は私立学校等に対し、必要な情報を提供します。

1 教育指導事項

- (1) 東海地震に関する基本的事項
- (2) 教職員等の役割分担
- (3) 警戒宣言時の臨時休業措置
- (4) 生徒等の下校（帰宅）時の安全措置
- (5) 生徒等の保護方法及び保護者への引き渡し方法
- (6) その他の防災措置

2 教育指導方法

- (1) 児童、生徒に対しては震災対策補助教材に東海地震対策を盛り込む等、防災教育を行います。
- (2) 教職員等に対しては、研修の機会を通じて、防災教育を行います。
- (3) 保護者に対しては、防災知識の啓発に努めます。

第4 学校・保育園等の計画

警戒宣言の発令に備え、学校等において、生徒等の生命、身体の安全確保を図るための計画を以下の事項に留意し作成します。

- (1) 生徒等の生命、身体の安全確保を最優先とした計画とすること。
- (2) 市が策定した鎌倉市地域防災計画を配慮した計画とすること。
- (3) 警戒宣言発令に迅速に対応できる計画とすること。
- (4) 生徒等の行動基準及び教職員等の対処行動が明確にされている計画とすること。
- (5) 全職員の共通理解がなされ、各々の役割分担が明確にされている計画とすること。
- (6) 警戒宣言発令後は、緊急連絡等ができない事態を想定した計画とすることと、特に生徒等の引渡しについて、保護者に十分理解されるよう計画します。

第5 事業所等に対する指導

警戒宣言が発せられた場合の混乱防止等については、事業所等の果す役割が非常に大きいため、市は、事業所等に対し、東海地震対策について、消防計画等に盛り込んで作成するよう指導に努めます。

1 事業所指導の内容

- (1) 消防計画及び防災計画に定める事項
- (2) 予防規程（危険物施設）に定める事項

2 指導方法

- (1) 防災指導等印刷物による指導
- (2) 講習会、講演会その他各種集会による指導
- (3) 各種業界、団体等の自主防災研修による指導
- (4) その他立入検査等消防行政執行時における指導

第 6 防災訓練の実施

警戒宣言発令時の地域防災体制の強化を図るため、市は、関係防災機関、地域住民、事業所等の参加と協力を得て総合防災訓練を実施します。

総合防災訓練は、市が中心となって年 1 回以上実施します。

また、必要に応じて、次の個別訓練を実施します。

(1) 通信訓練

各種の情報の受信、伝達を迅速かつ正確に行うための通信訓練を実施します。

(2) 広報訓練

警戒宣言等を市民に迅速かつ正確に伝達できるように、各種の広報媒体を用いて実施します。

(3) 職員参集訓練

臨機即応の初動体制の確立を図るため、参集、初動訓練を実施します。

第29章 東海地震にかかる対応措置

大規模な東海地震の発生のおそれが予知できたとき、国は所定の手続きによって、「東海地震注意情報」、「東海地震予知情報」及び「警戒宣言」を発することとなっています。

市は、県及び防災関係機関と連携し、その対応を実施します。

第1節 対応内容

第1 対応組織

東海地震注意情報、東海地震予知情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合、市は災害対策本部を設置します。その組織及び運営は、鎌倉市災害対策本部条例及び鎌倉市災害対策本部条例施行規則の定めるところにより、「地震災害応急対策計画 第5章 応急活動体制」を準用します。

また、東海地震発生のおそれがなくなったと判断され、その旨が発表された場合は、災害対策本部を解散します。

第2 動員・配備

東海地震注意情報、東海地震予知情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合、3号配備（非常体制）とし、全職員による対応とします。

第3 広報対策

市、県、防災関係機関は、東海地震注意情報、東海地震予知情報が発表された場合又は警戒宣言が発せられた場合、地震発生に備えて事前の防災措置を実施することになりますが、それに伴い、徐々に社会的混乱が発生し始め、特に警戒宣言発令後は、帰宅を急ごうとする人による駅や道路での混乱、電話の異常輻輳等の発生が考えられます。これらに対処するため、市は次の項目に留意して、迅速、的確な広報を実施します。

なお、市民等に対する東海地震に関連する情報の広報に際しては、具体的に取るべき行動を併せて示すとともに、状況に応じて逐次、平易な表現で、反復継続して行うよう努めます。

- (1) 東海地震に関連する情報の内容
- (2) 冷静な行動をとること
- (3) 火気の使用を自粛すること
- (4) 家具等屋内重量物の転倒防止措置をとること
- (5) テレビ、ラジオ等の情報に注意すること
- (6) 飲料水、食糧等の持ち出しの準備と消火の準備をすること
- (7) 自動車による移動を自粛すること
- (8) 避難対象地区として事前に指定された地区以外は避難行動を行わず、耐震性が確保された自宅での待機等安全な場所で行動すること
- (9) 電話の使用を自粛すること
- (10) その他生活関連情報など、市民等が必要とする情報

広報例文（警戒宣言発令）

さきほど、内閣総理大臣から大規模地震の警戒宣言が発令されました。

現在、鎌倉市では災害対策本部を設置して、事前対策に全力をあげております。

しかし、市民一人ひとりの冷静な行動が重要となります。

今後も市から、必要に応じて情報をお送りしますので、あわてず落ち着いて行動してください。

（繰り返し放送）

第 4 事前避難対策

本部長は、警戒宣言が発せられた場合において、市民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、あらかじめ定めた避難対象地区に避難の勧告又は指示を行います。

- (1) 避難の勧告又は指示の対象となる地区は、急傾斜地崩壊危険区域等から市が関係機関と協議のうえ定めます。
- (2) 市は、避難所（ミニ防災拠点）を開設した場合は、必要な設備及び用具（寝具類を含む）等の配備及び職員の派遣を行います。
- (3) 避難所（ミニ防災拠点）においては、地震予知情報等の伝達、地震防災応急対策実施状況の周知、飲料水、寝具等の配布、必要に応じた食糧の配布を実施します。

第 5 生活関連対策

本部長は、地震発生時の水道その他生活関連施設の機能が停止した場合の混乱や被害を最小限にとどめるために、次のとおり、指示又は要請を行います。

- (1) 市民に対して緊急貯水を呼びかけます。
- (2) 応急給水に必要な資機材、ろ水機、ポンプ等の点検を行います。
- (3) 生活必需物資の供給協定店と連絡をとり、調達供給体制の確認と保有量（在庫量）の確認をします。

第 6 公共施設の安全確保

公共施設の管理者は、本部長の指示があったとき又は警戒宣言が発せられた場合、次のとおり、迅速に措置するものとします。

- (1) 来訪者、施設利用者（生徒等を含む）に対し情報を伝達します。
- (2) 来訪者、施設利用者に対して退避措置を講じます。
- (3) 転倒・落下防止、出火防止等の安全措置を講じます。
- (4) 消防用設備の点検、緊急貯水等の事前措置を講じます。

(5) あらかじめ定めた計画に基づき生徒等の引渡しを行います。

第7 医療対策

本部長は、地震発生時の医療救護活動を迅速に行うために、市医師会等に対して、施設の地震防災応急計画等に基づく対策とあわせて、医療救護班の編成準備を行うよう要請します。

医療機関は、速やかに警戒宣言発令時対策を実施することにより、被害発生の防止を図るとともに医療機能の維持に努めます。

第8 社会福祉施設対策

社会福祉施設の管理者は、警戒宣言が発せられた場合、利用者等の生命・身体の安全確保に万全を期すため、次の措置をとります。

- (1) 施設設備の点検
- (2) 落下物等の防止措置
- (3) 飲料水、食糧等の確保
- (4) 関係機関等との連絡体制確保

第9 交通・警備対策

本部長は、次のとおり、各部局、関係機関及び市民に対して、指示又は要請を行います。

- (1) 警戒宣言が発せられた際の運転者のとるべき行動について広報を行い、周知徹底を図ります。
- (2) 県公安委員会の定める交通規制計画に協力するとともに、必要に応じ、警察署と協議し対策を実施します。

県警察は、警戒宣言が発せられた場合における交通の混乱と交通事故の発生を防止し、地域住民等の避難の円滑と、防災関係機関が警戒宣言発令時対策のために実施する緊急輸送の円滑を図るため、次ページで示す基本方針などにより交通規制等を実施します。

また、県警察は、東海地震注意情報及び東海地震予知情報の発表に伴い、東海地震の発生に係る市民の危惧、不安等から発生するおそれのある混乱及び各種の犯罪に対処するため、早期に警備体制を確立し、県警察の総合力を発揮して迅速、的確な警戒宣言発令時対策を実施することにより、市民の生命、身体、財産の保護活動に努め、治安維持に万全を期します。

表 29-1 交通規制措置の基本方針等

基本方針等	内 容
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 強化地域内での一般車両の走行は極力抑制します。 2 強化地域内への一般車両の流入は極力制限します。 3 強化地域外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しません。 4 避難路及び緊急交通路については、優先的にその機能を確保します。 5 緊急交通路に指定する高速自動車国道及び自動車専用道路（一般道路である国道271号の小田原から平塚間を含みます）については、一般車両の強化地域内への流入を制限するとともに、強化地域内におけるインターチェンジ等からの流入を制限します。
都県境における一般車両の流出入	<ol style="list-style-type: none"> 1 東京都へ流出する車両は抑制せず、東京都から流入する車両は状況により制限します。 2 山梨県へ流出する車両又は山梨県から流入する車両は、状況により制限します。 3 静岡県へ流出する車両又は静岡県から流入する車両は、状況により制限します。
警戒宣言発令時の交通規制	<p>警戒宣言が発せられた場合は、強化地域における交通の混乱の防止を図り、地震防災応急対策活動が円滑に行われるように、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域の設定や、緊急交通路の確保など必要な規制を実施します。</p>

表 29-2 警戒宣言発令時に運転者がとるべき措置

<p>走行中の運転者がとるべき措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行する。 2 カーラジオ等により地震情報や交通情報等を継続して聴取し、その状況に応じて行動する。 3 目的地まで走行したら、以後は車両を使用しない。 4 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかにとる。
<p>駐車中の運転者がとるべき措置</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発せられた後はできる限り使用しない。 2 道路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場、空地などに移動する。やむを得ずそのまま道路上に継続して駐車するときは、道路の左側に寄せ、エンジンを停止させる。さらにエンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。 3 避難のために車両は使用しない。

第10 輸送対策

本部長は、地震発生時の物資、資材、人員の緊急輸送を迅速に行うために、各部局及び関係機関に対して、次のとおり措置するよう、指示又は要請を行います。

- (1) 県警察が実施する交通規制に協力します。
- (2) 物資等の輸送については、「地震災害応急対策計画 第11章 生活救援活動」を準用します。
- (3) 県及び市が定める緊急輸送路の経路を確認し、必要車両の手配を準備します。

第11 鉄道等の公共輸送対策

1 鉄道

(1) 運行方針

各鉄道機関は、警戒宣言発令時に次の方針を原則に対処します。

なお、警戒宣言発令前までは極力運行を継続します。

ア 強化地域内への進入を禁止します。

イ 強化地域内を運行中の列車は、最寄り駅その他の場所まで、安全な速度で運転して停車、待機等の措置をとります。ただし、震度6弱未満で津波等の危険がない地域については、安全性の確保を前提として運行可能とします。

ウ 強化地域外においては、安全を確認のうえ極力運行の継続を確保します。

エ 警戒解除宣言が発せられた時は、必要により車両、線路、信号装置等の機能確認を行った後、列車の運行を行います。

(2) 列車運行措置

各鉄道機関がとるべき警戒宣言発令時の列車運行措置は、次のページに示すとおりです。

表 29-3 鉄道に関する指定公共機関の列車運行措置

機 関	列車運行措置
東日本旅客 鉄道(株) (横浜支社)	<p>(強化地域外で震度5弱以上が予想される地域)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 強化地域内への列車の進入は、原則として規制します。 2 あらかじめ定めた運転規制区間及び速度で運行します。 3 近接する区間において運転を中止します。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 東海道線 (茅ヶ崎駅～藤沢駅) (2) 相模線 (厚木駅～橋本駅) (3) 中央線 (上野原駅～高尾駅)

表 29-4 鉄道に関する指定地方公共機関等の列車運行措置

機 関	列車運行措置	
	警戒宣言当日	翌日以降
江ノ島電鉄(株)	旅客の状況等を考慮し、地震ダイヤを作成して運行を確保。	同左
湘南モノレール(株)	東海地震注意情報で減速し、15分間隔で運行。東海地震予知情報(警戒宣言発令)で最寄り駅に停車・待機。	

(参考) 表 29-5 鉄道に関する指定公共機関の列車運行措置 (市域外等)

機 関	列車運行措置
東日本旅客 鉄道(株) (横浜支社)	<p>(強化地域外で震度4以下が予想される地域) 原則として運転規制は行わないものとします。</p> <p>(強化地域内)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 列車の運転を中止します。 2 運転中の列車は、原則として最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停止させます。 3 あらかじめ定めた列車抑止禁止駅の次の駅まで、列車の運転継続を指令します。 4 停車場外に抑止した停車列車の収用方を指令します。
東海旅客 鉄道(株)	<p>東海道新幹線</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 想定震度が6弱以上の地域への進入を禁止します。 2 想定震度が6弱以上の地域内を運行中の列車は、最寄り駅まで安全な速度で運転して停車します。 3 想定震度が6弱未満の地域において、名古屋・新大阪駅間については、運行を継続します。この場合、強化地域内については、安全な速度で運転します。 <p>在来線</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 強化地域への進入を禁止します。 2 強化地域内を運行中の列車は、最寄りの安全な駅その他の場所まで、安全な速度で運転して停車します。 3 強化地域外においては、折り返し設備等を勘案し、区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続します。
<p>例外措置として、東海地震注意情報が発表された時は、旅客列車は運行を継続します。ただし、長距離夜行列車、貨物列車については、強化地域への進入を禁止します。</p>	

(参考) 表 29-6 鉄道に関する指定地方公共機関等の列車運行措置 (市域外等)

機 関	列車運行措置		
	強化地域外		強化地域内
	警戒宣言当日	翌日以降	
小田急電鉄 (株)	小田原駅～相武台前駅間及び藤沢駅～片瀬江ノ島駅間の列車は最寄り駅で運転を中止。	地震ダイヤを作成して、可能な範囲での運行に努めます。	原則として最寄り駅まで安全な速度で運転し、以後の運転を中止。
	新宿駅～相武台前駅間（小田原線）、新百合ヶ丘駅～唐木田駅間（多摩線）、相模大野駅～藤沢駅間（江ノ島線）は、45km/h以下により運行。		
	特別急行列車及び急行列車は運転休止。		
相模鉄道 (株)	横浜駅～大和駅間、二俣川駅～湘南台駅間で、50km/h以下により運行。	地震ダイヤを作成して、可能な範囲での運行に努めます。	原則として運行中の列車等は最寄りの安全な停車場まで運転し、以後の運転を休止。
東京急行 電鉄(株)	現行ダイヤを使用して減速走行。なお、輸送力は平常ダイヤより減少。	地震ダイヤを作成して、可能な範囲での運行に努めます。	
京浜急行 電鉄(株)	現行ダイヤを使用して減速走行。なお、輸送力は平常ダイヤより減少。	地震ダイヤを作成して、可能な範囲での運行に努めます。	
京王電鉄 (株)	現行ダイヤを使用して減速走行。なお、輸送力は平常ダイヤより減少。	地震ダイヤを作成して、可能な範囲での運行に努めます。	
箱根登山 鉄道(株)			原則として最寄り駅まで安全な速度で運転し、以後の運転を休止。 小田急列車については、原則として東海地震予知情報を受けた時点より乗入れは行いません。
伊豆箱根 鉄道(株)			列車は別に指定する最寄り駅まで、45km/h以下の速度で非常時注意運転し、以後の運転は休止。

機 関	列車運行措置	
	警戒宣言当日	翌日以降
横浜市高速鉄道 (横浜市営地下鉄)	50km/h以下の減速運転。	地震ダイヤを作成して、可能な範囲での運行に努めます。
横浜高速鉄道(株) (みなとみらい線)	現行ダイヤによる減速運転。	地震ダイヤを作成して、可能な範囲での運行に努めます。
横浜新都市交通(株) (シーサイドライン)	現行ダイヤによる減速運転。	同左

(3) 旅客に係る措置

鉄道事業者は、あらかじめ警戒宣言発令時に生じる帰宅困難者等に対する、具体的な避難誘導、保護、食糧等のあつせん、市が帰宅困難者の保護等のために、実施する活動との連携体制等の措置について定め、警戒宣言発令時には運行規制等について情報提供するとともに、帰宅困難者の保護等のために必要な対応をとるものとします。

2 路線バス

バス事業者はおおむね以下のとおり対応します。

表 29-7 路線バスの基本方針

基本方針
強化地域外では、次の事項に留意し、それぞれの路線の実情を踏まえた警戒宣言発令時運行計画の定めるところにより、可能な限り運行を継続します。
<ol style="list-style-type: none"> 1 警戒宣言が発せられた時は、減速走行の措置をとります。 2 減速走行や交通渋滞等によりダイヤが遅延した場合は、その状況に応じて間引き運行の措置をとります。 3 危険箇所等を通る路線については、運行中止、折り返し、う回等事故防止のための適切な措置をとります。 4 警戒宣言が発せられた日の翌日以降についても、上記1～3を踏まえ、原則的には運行を継続しますが、交通状況の変化等に応じて、運行中止等適切な措置をとります。
参考として、強化地域内では、警戒宣言発令後の運行を、各事業者の計画に定めるところに従い中止します。

第12 災害情報協力機関への要請

本部長は、警戒宣言が発せられた場合、(社)神奈川県タクシー協会鎌倉支部、鎌倉市アマチュア無線非常通信協議会、(株) J C N 鎌倉及び鎌倉エフエム放送(株)との協定に基づき、協力体制の確認を要請します。

第13 生徒等の保護

警戒宣言の発令に伴い、市立の小中学校、保育園等においては、生徒等の生命、身体の安全確保を図るために、次の措置を講じます。

- (1) 校長等は対策本部を設置し、東海地震に関連する情報のほか、必要な情報等の把握に努め、的確な指揮にあたります。
- (2) 生徒等の生命・身体の安全確保を図るとともに、安全が確保されるまでは、生徒等を保護し、安全が確保された後に保護者へ引き渡します。
- (3) 施設の保全措置をとります。
- (4) 初期消火、救護・救出活動等の防災活動体制をとります。

第14 観光客等の帰宅困難者対策

警戒宣言が発せられた場合、市内各地に点在する観光客等に対して、次の対策を講じます。

1 警戒宣言の発令の周知

防災行政用無線、広報車、緊急速報メール(エリアメール)等により警戒宣言発令及び東海地震予知情報の内容について、周知を図るとともに、他の必要な情報についても広報します。

2 交通情報の収集等

関係機関と協力し、道路状況及び鉄道等の運行状況を把握し、各部局に情報の提供を行います。

また、交通機関に対し、運行状況など必要な掲示を駅等に行うよう要請します。

3 避難所の開設

交通事情等の理由により、帰宅できなくなった観光客等の状況により、一時滞在施設(帰宅困難者用)を開設するものとし、その収容施設は、本部長が別に定め、必要により食糧等を配布します。

なお、このことについて関係機関と協力し、観光客等に周知を図ります。

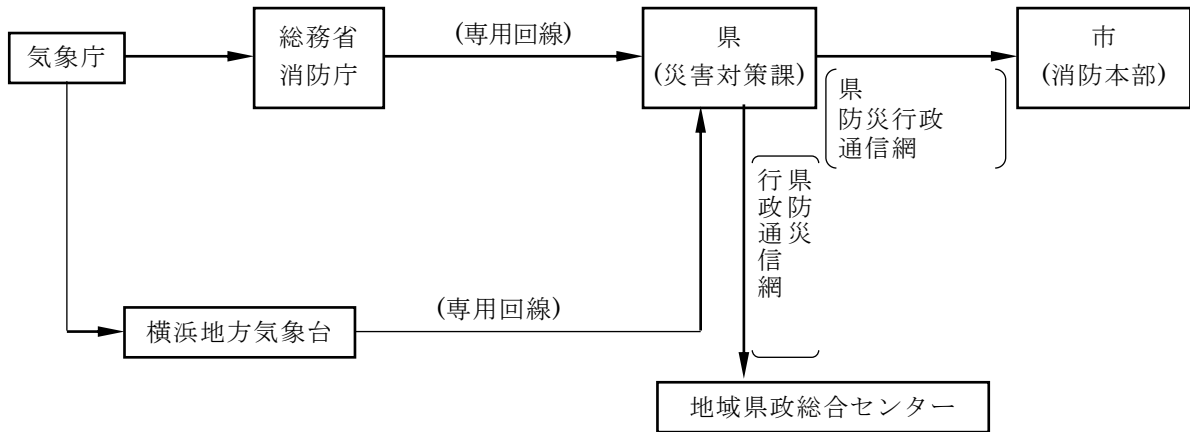
第 2 節 警戒宣言等の伝達

第 1 東海地震に関連する情報

1 勤務時間内の伝達系統

勤務時間内における東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報、東海地震予知情報の伝達は、次の系統図により行うものとします。

図 29-8 東海地震に関連する情報の伝達系統（勤務時間内）



市の組織内の伝達

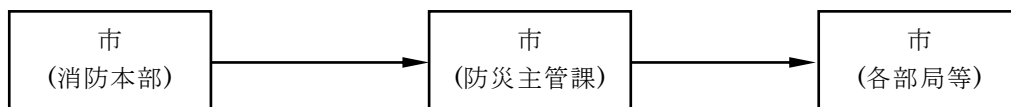
本庁内……庁内放送により伝達します。

出先機関……庁内放送を受けた各部局職員は、有線電話等により各部局の出先機関に伝達します。

2 勤務時間外の伝達系統

勤務時間外における東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報、東海地震予知情報の伝達は、次の系統図により行うものとします。なお、市（消防本部）までの伝達系統は勤務時間内と同じです。

図 29-9 東海地震に関連する情報の伝達系統（勤務時間外）

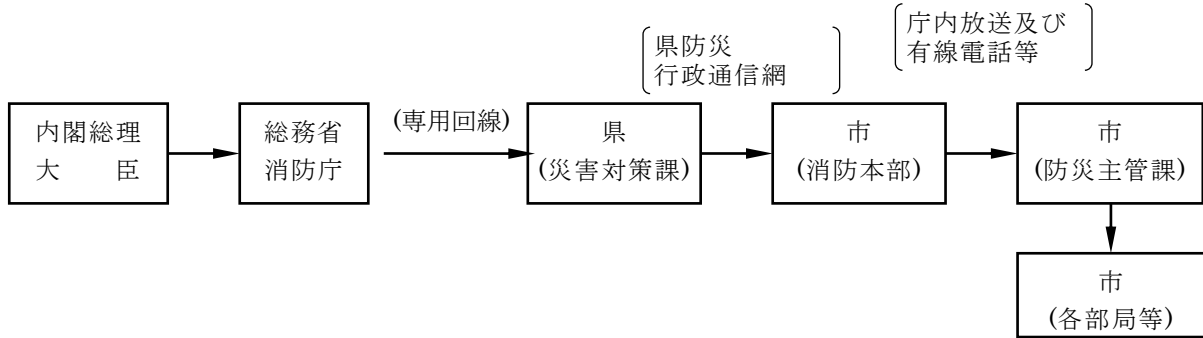


第 2 警戒宣言

1 勤務時間内の伝達系統

勤務時間内における警戒宣言の伝達は、次の系統図により行うものとします。

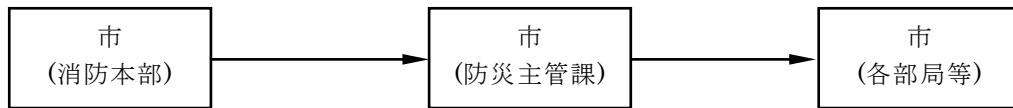
図 29-10 警戒宣言の伝達系統（勤務時間内）



2 勤務時間外の伝達系統

勤務時間外における警戒宣言の伝達は、次の系統図により行うものとします。なお、市（消防本部）までの伝達系統は勤務時間内と同じです。

図 29-11 警戒宣言の伝達系統（勤務時間外）



第 3 警戒宣言、東海地震予知情報等の市民への情報周知

警戒宣言、東海地震予知情報等について、市は防災行政用無線、広報車、防災・安全情報メール等により住民に伝達します。

図 29-12 警戒宣言等の市民等への情報伝達方法

